知っておきたい市民税

セルフメディケーション税制について スイッチOTC薬控除が始まります（医療費控除の特例）

～平成30年に行う申告から適用開始～

問合せ　市民税課　本庁仮設庁舎西棟1階
☎3341-07

セルフメディケーション税制の概要

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして「一定の取組」を行っている個人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る一定の「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額（最大8万8千円）を所得から控除できる医療費控除の特例が創設されました。（従来の医療費控除との選択適用）

※セルフメディケーションとは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

※スイッチOTC（Over The Counterの略語）医薬品とは、もともと医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、用量が全く同じまま市販されている医薬品のことで、医師の処方箋がなくてもドラッグストアや薬局で直接購入できます。

セルフメディケーション 税控除対象

対象となる人

健康の維持増進と疾病の予防への「一定の取組」（注1）を行い、平成29年1月1日以降に、「スイッチOTC医薬品」（注2）を1年間に1万2千円以上購入した人。

（注1）「一定の取組」とは、次の5つのいずれかの取り組みのことです。

1　特定健康診査（メタボ健診）
2　予防接種
3　定期健康診断（事業主健診）
4　健康診査（人間ドックなど）
5　がん検診

（注2）「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品です。（例　かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など）

※具体的な対象品目は、厚生労働省のホームページ「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」をご覧ください。

適用期間

所得税は平成29年分から5年間、個人住民税は平成30年度から5年間です。

注意点

1　この特例を受けるには、所得税の確定申告か個人住民税の申告が必要です。
2　この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。（申告者自身でどちらか選択することになります）
3　申告の際に、「スイッチOTC医薬品」の領収書、健康維持増進と疾病の予防の取り組み「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類を添付してください。

※具体的な「一定の取組」を明らかにする書類は、厚生労働省のホームページ「一定の取組の証明方法について」（チャート）をご覧ください。

セルフメディケーション税制Q&A

Q　同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいてもいいですか。
A　それぞれが所得控除を申告することができます。

Q　「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。
A　健康診査などの「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象になりません。

Q　確定申告を行う際に、「一定の取組」を行ったことの証明書類として、予防接種済み証を提出する場合は、原本ではなく写しでもいいですか。
A　原本の提出が必要です。確定申告を行う際に写しの提出でいいのは、健診・検診の結果通知表のみです。

Q　一定の取組に健康診査などの再診査（要再検査や要精密検査など）も含まれますか。
A　健康診査などの結果により、要再検査や要精密検査などと判定されて受けた検査などは、対象になりません。

Q　健康診査などは同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。
A　確定申告をする人が「一定の取組」を実施していることが必要です。

Q　ドラッグストアで一律○%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取り扱いになりますか。
A　割引後の価格が控除額となります。

Q　購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。
A　購入した薬局などで、レシートの再発行をする必要があります。また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

控除のイメージ

課税所得 400 万円の人が、対象医薬品を年間 20,000 円購入した場合

☆ 8,000 円が課税所得から控除される
（購入金額 20,000 円－下限額 12,000 円＝ 8,000 円）

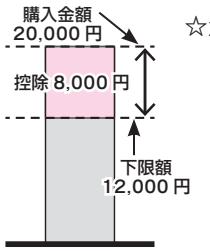

☆減税額
・所得税は 1,600 円の減税効果
（控除額 8,000 円×税率 20%）
・個人住民税は 800 円の減税効果
（控除額 8,000 円×税率 10%）

給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正において、給与所得控除の見直しが行われており、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられています。

給与所得控除上限額の変更

年　度	28年度まで	29年度	30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除上限額	245万円	230万円	220万円

※詳しくは、国税庁のホームページ「給与所得控除」をご覧ください

「利用者識別番号」の取得をお願いします

本市では、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化の観点から、来年の確定申告期間中に市の申告会場で作成する平成29年分の所得税と復興特別所得税の確定申告書の提出については、これまでの書面提出に代えて電子申告（e-Tax）により八代税務署へ提出することとしました。

納税者の皆さんは、申告相談時間・待ち時間の短縮、源泉徴収票・医療費の領収書などの返却、還付申告の早期還付が可能になります。

今後、市の申告会場を利用する人は、電子申告（e-Tax）を利用する際に必要となる「利用者識別番号」の取得をお願いします。

八代税務署から、「『利用者識別番号』の事前取得のお願い」文書が届いた人は、文書内容を確認し、「電子申告・納税等開始届出書」を八代税務署へ提出してください。

「利用者識別番号」の取得から「電子申告」までの流れは図のとおりです。

平成29年分の市町申告会場の利用に向けた取り組みの流れ
（①～⑥は一連の流れの順番です）

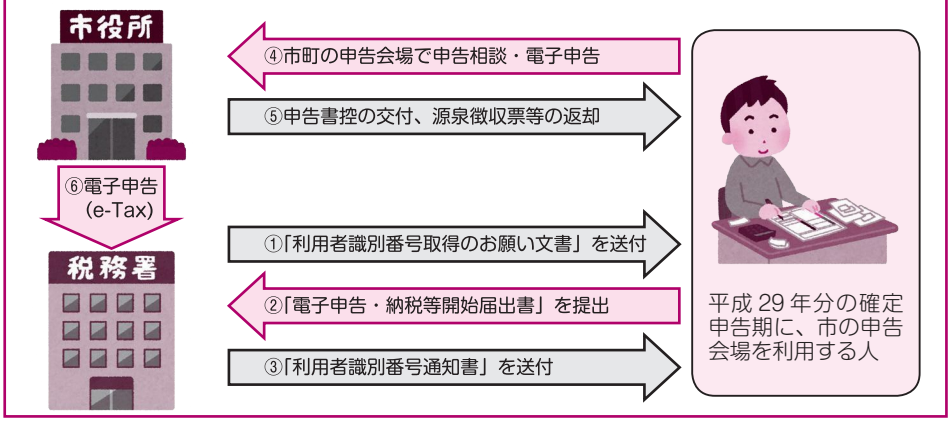

ワンポイント　市県民税（住民税）

市民税と県民税は、一緒に賦課・徴収されます。市民税と県民税をあわせて、市県民税（または住民税）と呼んでいます。

市県民税（住民税）は、前年の1月1日から12月31日までの所得に対して翌年度に課税されます。国の所得税と比べると、住民税は1年遅れとなりますので、例えば、離職して無職となっても翌年まで市県民税が請求されることがあります。

市県民税の税率などは、地方税法という法律で定められており、基本的に全国どこでも同じです。一部の県では、独自の税金を、市県民税にあわせて徴収するところがあり、熊本県には、水と緑の森づくり税（年間500円）というものがあります。

市県民税均等割　5500円
（水と緑の森づくり税「500円」を含む）

市県民税所得割　課税される所得の10％
（市6％、県4％）

❖市県民税の課税方法について

市県民税の課税方法は、主なものとして次の3パターンがあります。

(1) 事業所などからの支払い報告書によって課税…勤めの人や年金生活者など
(2) 税務署での確定申告によって課税…農業などの自営業者
(3) 住民税の申告によって課税…(1)と(2)にあてはまらない人

❖市県民税の徴収方法について

市県民税の徴収方法は、次の3パターンがあります。

普通徴収

市役所や金融機関の窓口で納付書を用いて納める方法です。口座引き落としも、この普通徴収の一方法となります。6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納めることとなります。

給与特別徴収

給料から天引きされる場合で、特別徴収の届出を行なっている事業所に勤めの人は、6月から翌年5月までの12回に分割して徴収されます。

年金特別徴収

65歳以上で、年金所得にかかる市県民税が課税になる人は、年金の支給月（偶数月）に、年金から天引きされます。（平成21年10月分から全国で新制度として開始されました）

❖税額の変更について

市県民税は、修正申告、支払報告書の差し替え、または控除内容の変更により税額が、年の途中で変更になることもあります。その場合は、税額決定変更通知書が、郵送または事業所を通じて、届けられます。

税額の増減は、残った納期で調整されることになりますが、納期が残っていない場合や増額のときは一括払いとなり、納めすぎの場合は還付されます。